

## 【 参考 政治団体の規約の例 】

規正法では、政治団体設立の届出を提出する際に必要とされている「規約等の文書」の形式について定めていません。このことから、一般に団体として活動する上で必要と思われる内容を次のように記載しますので、参考としてください。

なお、この形式はあくまで参考ですので、当該団体が必要と思われる項目を適宜自由に定めてください。また、別途「趣意書」、「綱領」等として定めた場合は、その書面も添付してください。

### 1 一般の政治団体の規約例（1号団体の規約）

新 宿 会 規 約	
1 名 称	本会は、新宿会と称する。
2 事務所	本会の事務所は、東京都内に置く。
3 目的	本会は、△△△△の理念に基づき、□□□□の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。 <b>&lt;例&gt;</b> △△△△ → 民主主義、自由主義、社会主義など □□□□ → 福祉社会、住みよい日本など
4 事業	本会の目的を達成するために、次の活動を行う。 (1) 研究会、講演会の開催 (2) 機関紙、その他印刷物の発行 (3) 関係方面への宣伝活動 ） (10) その他、目的達成に必要な事業
5 会 員	本会の目的に賛同する者を会員とする。
6 役 員	本会は次の役員を置く。 代表者、会計責任者、会計職務代行者など
7 会 議	○○○○○○○○
8 経 費	本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
9 会 費	本会の会費は年****円とする。
10 会計年度	本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
11 その他	○○○○○○○○
付 則	本規約は、令和○○年○○月○○日より実施する。

※ 目的には、政治上の主義・施策等政治活動の内容を具体的に書いてください。

※ 付則の年月日は、設立届の組織年月日や異動届の異動年月日と原則一致します。

## 2 後援団体（後援会）の規約例（2号団体の規約）

### とちょう次郎後援会規約

- 1 名称 本会は、**とちょう次郎**後援会と称する。
- 2 事務所 本会の事務所は、新宿区内に置く。
- 3 目的 本会は、**都庁次郎氏**の政治活動を支援することを目的とする。
- (注) **都庁次郎は、戸籍名で記載すること。**
- 4 事業 本会の目的を達成するために、次の活動を行う。  
(1) 研究会、講演会の開催  
(2) 機関紙、その他印刷物の発行  
(3) 関係方面への宣伝活動  
　　↳  
(10) その他、目的達成に必要な事業
- 5 会員 本会の目的に賛同する者を会員とする。
- 6 役員 本会は次の役員を置く。  
代表者、会計責任者、会計職務代行者など
- 7 会議 ○○○○○○
- 8 経費 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- 9 会費 本会の会費は年\*\*\*\*円とする。
- 10 会計年度 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 11 その他 ○○○○○○

付 則 本規約は、令和○○年○○月○○日より実施する。

※ 目的には、支援する（後援する）公職の候補者の氏名〔戸籍名〕を明記してください。

※ 付則の年月日は、設立届の組織年月日や異動届の異動年月日と原則一致します。

※ 個人の寄附に関する課税上の優遇措置を受けることのできる後援会等の政治団体は、国会議員、都道府県議会の議員及び知事、政令指定都市の議会の議員及び長の後援会に限られます（区市町村の議会の議員及び長は対象となりません。）。

その場合には、「**被推薦書**」又は「**国会議員関係政治団体に該当する旨の通知**」の提出が必要となります。